

14.5.26

国土建労第10—2号  
平成26年5月23日

(一社) 日本建設業連合会会長 殿

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



### 公共事業労務費フォローアップ調査（平成26年7月調査）の実施について

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査につきましては、毎回御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

全国的に建設技能労働者の賃金水準が上昇傾向にあり、今後も変動性が高い状態が継続する可能性があることから、労働市場における賃金変化の実態をとらえる調査を行い、状況を注視していく必要があります。

そのため、平成26年7月時点を対象とした公共事業労務費フォローアップ調査を下記のとおり実施いたしますので、貴職におかれましても、調査の精度、透明性を更に高められるよう、下記の事項についてご理解とご協力をいただきますとともに、貴団体の各会員に対しても周知方よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 公共事業労務費フォローアップ調査（平成26年7月調査）における重要事項

今回の調査における重要事項は、以下のとおりとなります。

##### (1) 公共事業労務費調査との同等性の確保

本調査は、全国的な建設技能労働者の賃金の変動実態を把握するための調査であり、公共事業労務費調査と同等程度の手法により実施します。但し、準備に要する期間に鑑み、現況調査、調査説明会等は省略します。

##### (2) 賃金水準の正確な把握の徹底

昨今、技能労働者の適切な賃金水準の確保について、官民挙げて取り組んでいることを踏まえ、調査には一層の正確性を期して実施します。特に、退職金等、不定期の賃金についても、遺漏のないよう正確に記入いただくとともに、原則として現場で働く技能労働者全てが調査対象となることの周知徹底をお願いします。

##### (3) 社会保険加入状況の確認

「建設産業の再生と発展のための方策2012」（H24.7.10 国土交通省建設産業戦略会議）を受け、技能労働者の処遇の向上、公平で健全な競争環境の構築に向けて、今回も社会保険加入状況等の実態把握及び保険料がわかる資料の提示を受けることとします。

##### (4) 調査対象外の労働者

見習・手元等の労働者については、従来どおり、原則として調査対象外となります。また、老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日

当たり賃金を調整している労働者についても同様に、調査対象外とします。このため、調査対象企業においては、個々の労働者の技能、年金等の受給状況及び受給に伴う賃金の調整方法等について十分に確認する必要があります。

ただし、上記の老齢厚生年金等の受給に伴い、労働時間数又は労働日数を減らすことで賃金月額を調整し、日当たり賃金を調整していない労働者については、従来どおり調査対象になることに留意願います。

## 2. 会場調査の実施等

(1) 調査精度の確保のため、調査対象企業の方々に、調査の趣旨・内容を正しく理解していただくとともに、以下の点に留意願います。

- ・調査の対象となった工事の元請企業は、調査対象となる下請企業への早期連絡をお願いいたします。
- ・元請企業は下請企業への連絡・指導をお願いいたします。
- ・元請企業は下請企業に対して調査の手引きの配布又はインターネットを通じた入手方法の周知をお願いします。
- ・個人情報保護法が施行されていますので、適切な対応をお願いいたします。

(2) 会場調査においては、調査結果が正確に実態を反映したものとなるよう、調査対象者個々の作業内容及び調査票記入金額の根拠（賃金の決定方法等）についてヒアリングさせていただきますので、調査員に対して正確に実態を伝えていただくようご協力をお願いいたします。

### (参考)

過去、国会において、虚偽の賃金台帳作成の指示等について指摘がなされ、事実関係を調査の上、こうした不誠実な行為を行った業者に対し、行政指導（勧告）、処分（指名停止）を実施したことがあります。